

令和7年度富山県主任介護支援専門員更新研修実施要領

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

富山県(委託先:一般社団法人 富山県介護支援専門員協会)

3 受講対象

多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要な知識・技術を高めることができ、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者

(1)介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者

ア「富山県介護支援専門員研修向上委員会」の委員として、介護支援専門員の法定研修の企画を行った者

イ 介護支援専門員の法定研修において講師をした者(令和3年度以降に限る)

ウ 令和6年度又は令和7年度の介護支援専門員の法定研修においてファシリテーターを経験した者(予定者を含む)

(2)地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に4回以上参加した者

令和6年度内に4回以上参加した者

【法定外研修の範囲】

・ 職能団体が主催し、県が該当すると認めた研修

・ 保険者、地域包括支援センター、(一社)日本介護支援専門員協会、(一社)日本ケアマネジメント学会が主催する研修で、かつ、次の①及び②の要件を満たすもの

① 介護保険制度、ケアマネジメント及びケアマネジメントに必要な多職種連携、地域包括ケアシステム等に関する内容であること

② 1回2時間以上であること

※対象の法定外研修は県高齢福祉課ホームページの「令和7年度富山県主任介護支援専門員更新研修の開催について」内の関連ファイルに掲載

(3)日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

※ 過去5年度以内に演題発表等を行った者

(4)日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

-(5)(一社)富山県介護支援専門員協会主催の「主任介護支援専門員フォローアップ研修会」において、リーダー的ファシリテーターを経験した者

※ 令和6年度以降にリーダー的ファシリテーターを行った者

【重要】

介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)した場合には、主任介護支援専門員資格も失効します。

主任更新研修終了前に介護支援専門員証の有効期限が満了する場合は、先に更新研修A(専門研修課程Ⅱ)を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行ってください。

※ 介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)した場合は、再研修を受講することで介護支援専門員証の再交付を受けることができます。(介護支援専門員証を携行せずに介護支援専門員としての業務を行うことはできません)

4 研修内容及び日程表

「令和7年度富山県主任介護支援専門員更新研修日程表」のとおり

5 申込方法

- (1) 受講を希望される方は、所属する事業所・介護保険施設等を通じて「主任介護支援専門員更新研修受講申込書」を、添付書類とともに申込先まで郵送ください。(FAX での申込は不可)

※ 受講申込書に虚偽の記載があった場合、当該申込は無効になります。

- (2) 富山県介護支援専門員協会ホームページ (<http://www.toyama-cm.com/>) の申込フォームに、必要事項を入力し申込を行ってください。(e ラーニング受講のために必要です)

【重要】受講申込書の郵送と、ホームページへの入力、両方が必要です。必ず忘れずに行ってください。

6 申込期限

令和7年7月28日(月) 必着

7 申込先

〒930-8501 (住所は省略できます)

富山県庁高齢福祉課介護保険係 研修担当

※ 封筒の表に「主任介護支援専門員更新研修受講申込書 在中」と明記

8 受講決定

事業所・介護保険施設宛に受講決定通知を送付します。

受講決定通知は、8月18日(月)頃の発送を予定しています。

※ 受講決定通知が8月25日(月)までに届かない場合は、必ず富山県介護支援専門員協会までお問い合わせください。

9 問い合わせ先

(一社) 富山県介護支援専門員協会(富山県総合福祉会館内サンシップとやま)

TEL 076-432-6455 (平日9時から17時まで)

10 受講手数料

28,000円

※ 期限までに受講手数料を納入されない場合は、受講をキャンセルしたものとみなします。

※ 原則、受講手数料の返金はいたしませんので、ご了承ください。

(1) 富山県収入証紙による支払いの場合

受講決定通知とともに送付する「主任介護支援専門員更新研修受講申請書」に必要事項を記入のうえ、28,000円分の「**富山県収入証紙**」を貼付し、**令和7年9月17日(火)まで**高齢福祉課介護保険係 研修担当までに郵送(簡易書留)してください。「収入印紙」ではありませんので、ご注意ください

※なお、富山県収入証紙廃止により令和8年度以降、富山収入証紙の使用ができなくなりますのでご了承ください。

(2) クレジットカード又は Pay-easy による支払いの場合

受講決定通知がお手元に届きましたら、下記アドレスよりお申し込みください。受付が完了しましたら、後日、電子納付のご案内を送信いたしますので、クレジットカード又は Pay-easy より受講手数料をお支払いください。

(<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=1211C7&shinseiEdaban=03>)

11 留意事項

- (1) 研修テキストは「新版/介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援専門員更新研修」(中央法規出版株式会社発行)を使用します。(テキスト代:4,400円)
※ テキストは受講者各自でご準備ください。受講決定通知にテキスト注文案内を同封します。
- (2) 悪天候等の状況を踏まえて、やむをえず研修日程を変更する場合があります。その際は、富山県高齢福祉課及び富山県介護支援専門員協会ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。各受講者への個別案内は行いません。

12 オンライン(Zoom)での受講について

- (1) インターネット環境やパソコン等の機器は各自でご準備ください。通信トラブル等で長時間、パソコン画面に顔が映らない、受講者の声が聞こえない等の状態が続いた場合は欠席扱いになることもありますのでご注意ください。そのような場合には、後日個別に対応いたしますが、スムーズな研修運営のため有線LANを使用する等、安定した通信環境の整備をお願いします。
- (2) 富山県高齢福祉課、富山県介護支援専門員協会からパソコン機器等の貸し出しは行っていません。

13 研修修了要件と修了証明書の交付について

次の(1)、(2)の要件が満たされた場合に、修了証明書を交付します。

- (1) 講義・演習の全時間の出席が認められた場合
 - (2) 研修期間中に提出を指示した書類がすべて提出された場合(課題レポートやアンケート等を含む)
- ※ 審査の結果、不備がある場合は未提出とみなす場合があります。
※ 修了証明書は、介護支援専門員証の更新手続に必要となりますので、大切に保管してください。
また、修了証明書の再発行はできませんので、ご注意願います。

14 個人情報の取り扱い

受講申込書及び添付された書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営及び修了者名簿の作成以外の目的に利用することはありません。

ただし、「他の介護支援専門員に対する助言・指導等」を担う人材の養成という本研修の目的を踏まえ、研修修了者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿を作成するものとし、必要に応じて当該名簿を県内市町村や関係機関へ情報提供する場合がありますので、ご了承ください。

15 その他

- (1) 研修期間中は、本人確認のために介護支援専門員証の着用をお願いします。
- (2) 遅刻・早退・欠席された場合は、やむを得ない場合を除き、修了証明書の発行ができません。
各自、業務管理、体調管理等に十分ご留意ください。
- (3) 研修中は研修に集中できるよう、各事業所で事業や担当ケースの引き継ぎを行ってきてください。
オンライン研修、集合研修いずれの研修においても、業務に関する離席は認めません。
- (4) 駐車場のない会場もありますので、なるべく公共交通機関のご利用にご協力願います。車でお越しの場合は、会場周辺の駐車場をご利用ください。その際、駐車場料金は自己負担となります。
- (5) 会場によっては空調の微調整が難しい場合があります。各自、衣類・ひざ掛け等で調整をお願いします。